

## 第23期第26回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和元年6月5日(水曜日) 13:30～:15:15

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第3番	藤田幸正	第10番	藤田幸隆
第4番	岩崎紀生	第11番	近藤美喜男
第5番	小野義尚	第12番	小野春雄
第6番	寺尾俊行	第14番	合田有良
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第2番	岡田充	第10番	眞鍋哲哉
第3番	岡部正明	第11番	寶田正司
第4番	村上壽一	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第14番	西原實一
第9番	田坂健次	第15番	久枝啓一

#### (3) 欠席委員 10人

農業委員	第1番	山下元
農業委員	第2番	石山敏夫
農業委員	第13番	曾我部英敏
農業委員	第15番	池田辰夫
農業委員	第17番	渡邊勝俊
推進委員	第1番	神野克史
推進委員	第5番	高橋繁
推進委員	第6番	井下八郎
推進委員	第8番	宇野賀津美
推進委員	第12番	守谷博明

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	藤 田 和 則	事務局 次長	近 藤 明 美
農地係 長	田 中 賢 禪	農政係 長	谷 口 恭 子
主 任	井 上 貴 清	主 事	池 田 有 里
臨時職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 農業者年金について



13時30分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員14人・推進委員10人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。農繁期でお忙しい中、定例の農業委員会総会にご出席いただきまして誠に有難うございます。先月末に毎年行われる農業委員の会長会が東京でございまして事務局長と出席させていただきました。その中で決議事項として新しい制度での農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に取り組むという事で担い手、農地対策の強化、地域の実態に則した農村振興対策であるとか、そういった事が決議されました。特に皆様方をお願いするのは、以前からも言っております農地利用の最適化の活動推進という事で、人・農地プランと各地域で話し合いをして守る農地と厳しい農地についての協議をして取り組んでいただきたい。更に活動していただきたいという事も出てきますので色々ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから第26回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は、「農業者年金」についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において伊藤 慎吾委員と松本 勝美委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

#### **池田主事**

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田5筆、畑7筆、合計面積10,640平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、76番(1-1)さんから81番(1-6)さんの6件でございます。内訳といたしましては、期間、2年10カ月が1件、3年10カ月が5件。利用権の種類は、すべて使用貸借で、新規設定となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、及び、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### **藤田会長**

ありがとうございました。

以上、76番から81番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、合田委員さん。

**合田委員**

(1-1) さんは大々的に農業をするという決断だと思  
うのですが、この方は農業の経験はある方なのですか。

**池田主事**

農業経験はある方です。共同機械なども使われている方  
です。

**藤田会長**

高津の共同機械のオペレーターをされたり、色々と経験  
はある方です。

**合田委員**

はい、分かりました。

**藤田会長**

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を  
決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号農用地利用  
集積計画についてを原案のとおり決定させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供し  
ます。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定  
による農地の所有権移転で、第11番の1件でございます。

5ページをご覧ください。

第11番は、中萩町、畑、1筆、面積491平方メート  
譲受人は現在、4反ほどの農地を家族で耕作しており、今  
回、小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、  
農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは引き  
続き季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得  
後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、  
通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定め

る別段の面積も超えております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましても、11番については、地元委員であります、守谷 博明委員が欠席のため、事務局から報告します。

**藤田事務局長**

第11番につきましても、守谷委員より令和元年5月12日付けで、譲受人自身は高齢であるが譲受人の子が耕作していること、保有農地は全てトラクターで整地されていること、申請地についても現在も小作人としてアスパラガスを耕作しており、今回の申請地を取得後も、引き続き畑として利用されることから、調和要件も特に問題なく、許可しても支障ない旨、回答をいただいておりますことをご報告させていただきます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、議案第2号11番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。  
(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

**藤田会長**

6ページをお開きください。  
議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。  
事務局から議題の説明をお願いします。

**田中農地係長**

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件です。  
7ページをご覧ください。

5番、徳常町、畑1筆、申請人は、(3-1)さん。

内容は、賃貸共同住宅（1棟）229.69平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

6番、一宮町一丁目、田1筆、申請人は、（3-2）さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

以上、5番及び6番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、5番及び6番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**藤田会長**

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**田中農地係長**

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、15件です。

9ページをご覧ください。

95番、北内町一丁目、田1筆、譲受人は、（4-1）さん。内容は、グループホーム272.85平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

96番、船木字高祖、田1筆、譲受人は、（4-2）

さん。内容は、事務所及び倉庫（1棟）281.40平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

97番、高津町、畑1筆、譲受人は、（4-3）さん。内容は、建売住宅（2戸）108.08平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

10ページをお開きください。

98番、萩生字河ノ北、畑2筆、譲受人は、（4-4）さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

99番、坂井町三丁目、田2筆、譲受人は、（4-5）さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、申請地から概ね300m以内にJR新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

100番、久保田町一丁目、田1筆、譲受人は、（4-6）さん。内容は、宅地分譲（2区画）、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

11ページをご覧ください。

101番、中西町、畑1筆、譲受人は、（4-7）さん。内容は、自己住宅115.50平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

102番、坂井町三丁目、田5筆、譲受人は、（4-8）さん。内容は、分譲マンション（1棟）674.77平方メートル、農地区分は、申請地から概ね300m以内にJR新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

103番、新田町一丁目、畑1筆、譲受人は、(4-9)さん。内容は、事務所及び倉庫(1棟)459.90平方メートル、一体利用地として、宅地450.15平方メートルおよび雑種地939.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は20年です。

12ページをお開きください。

104番、庄内町四丁目、田1筆、譲受人は、(4-10)さん。内容は、宅地分譲(6区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

105番、船木字檜之端、畑1筆、譲受人は、(4-11)さん。内容は、貸し店舗235.00平方メートル、一体利用地として、宅地920.32平方メートルおよび雑種地5,917.18平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、賃借権で期間は20年です。

106番、八幡一丁目、田2筆、譲受人は、(4-12)さん。内容は、賃貸共同住宅(3棟)516.25平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

107番、外山町、田2筆、譲受人は、(4-13)さん。内容は、宅地進入路、一体利用地として、宅地3

33.03平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

108番、宇高町一丁目、田1筆、譲受人は、(4-14)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

109番、郷三丁目、畑2筆、譲受人は、(4-15)さん。内容は、自己住宅49.68平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

以上、95番から109番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、95番から109番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号農地の転用を伴う所有権移転等についてを許可相当として県知事に意見を送付いたします。

14ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これを持ちまして暫時休憩いたします。  
なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

#### **藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「農業者年金」についてを議題といたします。

なお、本日は、ご多忙の中、愛媛県農業会議より川中様をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。

愛媛県農業会議専門員係長川中敬三様です。

それでは、川中様よろしく願いいたします。

#### **愛媛県農業会議**

##### **川中係長様**

改めまして農業会議の川中と申します。農業会議の業務推進につきましては、日頃から皆様方に大変お世話になっており、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日は貴重なお時間をいただき、農業者年金についてお話をするという事でありまして、まずは農業者年金がどういうものか、制度の概要についてお話をさせていただいたうえで、皆様方の方から農業者の方にこの農業者年金の加入推進のお願いをさせていただけたらと思います。お手元に年金関係の2種類の書類をお配りさせていただいております。まずは、カラー刷りのパンフレットでご説明をさせていただこうと思います。表紙を見ていただいて、あなたの老後生活への備えは十分ですか、年金は家族一人一人について準備することが大切です、と書いてあります。年金はお一人お一人に契約していただいて将来年金として貰うもので、貰った年金をご自分の為、あるいは家族の為に使うというのはご自由なので

すが、まずは年金をもらう為にはお一人お一人が準備をしなければいけないということです。農業者の方でもよく旦那様だけが加入してよしという訳ではなくて、できれば奥様も一緒に加入していただければと思います。2ページ目を開いていただいて「年金の必要性」ということで、その1・農業者は長生き、と書いてありますが平均寿命、平均余命関係を書いております。日本人の平均寿命、男性は約81歳、女性は約87歳と女性の方が長生きとなります。その右隣、65歳の平均余命ということで65歳から何年まで生きるかという男性は84歳、女性は89歳となっております。一番右側の農業者の所でございますが、男性は87歳、女性は92歳ということです。農業者の方は普通の方に比べて男性、女性ともプラス3歳は長生きをされていると、なおかつ男性と女性を比べていただいたら女性の方がプラス5歳は長生きをされているということになります。男性だけが加入して終わりではなく、女性の方が長生きされますので長生きされた分の生活費をどうカバーするということで農業者年金を考えてもらいたいというところでございます。その下のその2・高齢農家の現金支出は約24万円、と平成28年度総務省の統計によりまして高齢農家の現金の支出が毎月24万円掛かっているという事です。その下の国民年金だけで見ますと国民年金の受取額は一人6万5千円、夫婦2人で13万円、収入は13万円、支出は24万円単純に毎月11万円の赤字になってくるということです。11万円の赤字をこの農業者年金でカバーをしていただきたいというところでございます。次、3ページに移りまして農業者などの自営業の方については上乘せ年金に加入しなければ1階部分である国民年金しか無いということです。サラリーマンで言いますと、国民年金の上に2階部分として厚生年金というのがございますが、農業者の方、第一産業にお

勤めの方については、国民年金と2階分部がありませんので、自己で民間の保険に加入していただくとかしなければ国民年金の1階部分しかありませんとこの図で分かるかと思います。農業者年金は2階部分ということで農業者年金の昭和の46年に全国の農業者方が運動を起こしましてサラリーマン並みの年金、老後生活を確保しようということで国会を動かしたというところがあります。昭和46年に農業者年金という制度ができたというようになります。3ページの下部青い線のところに「上乗せ年金には農業者年金が最適です」と書いてありますが、また、農業者年金では平成13年に抜本改正されて、ご存知だと思うのですが財政的にもたなくなったというところがございます。ですので、財政方式を見直しまして平成14年1月1日から現在の仕組みに変わっているというところがございます。よく、平成13年までに加入いただいて脱退された方につきましては、農業者年金はけしからんと騙されたというように思われている方もおられます。事実、掛けた保険料の8割で脱退されるか、あるいは継続して加入されるか2つの選択肢がその時にあったのですが、今の年金制度につきましては財政方式を見直し、積み立て方式と呼んでおります。積み立て方式によって財政を健全化したとご理解をいただけたらと思います。次4ページに移りまして「農業者年金の特徴」と出ております。まず1番目の農業者年金の加入資格、どういう方が年金に加入できるかというところがございます。この3つ農業要件を満たせばどなたでも加入できるということです。まず、年間60日以上農業をされているという方、国民年金で第1号の方、20歳以上で60歳未満の方、この3つの要件を満たせばどなたでも加入ができるというところがございます。その下に人の絵が出ておりますが、農業者の方なら広く加入ができるということで、農業の経営者の

方、配偶者、後継者の方も加入ができます。今まで旧制度平成13年度までの年金については農地を使って農業経営をされている方しか加入ができなかったというところがあるのですが、今の制度におきましては農地を使わない畜産であるとか、施設園芸こういった方も3つの要件を満たせば加入ができるということでありまして。この点も押さえてもらいたいというところなんです。2番目のところで加入と脱退は任意、いつでも加入ができますし、いつでも脱退ができるというところです。その下に加入も任意ですが、脱退も自由です。ただし、と書いてありますが脱退された場合脱退一時金というのは出ません。今まで払った保険金はどうなるのかというと、将来の年金として支給されるということですのでございます。原則65歳から年金が支給されるということですので、例えば1か月でも何か月、何年間でも加入されて途中で脱退をされたという方については65歳からの年金として受け取れるということになります。脱退金というのは支払われませんので、その点ご注意くださいと思います。2つ目ですが、いつでも再加入ができるということなんです。何回加入、脱退を繰り返してもかまいません。3番目に加入には2つの種類があります。①国庫補助を受けない通常加入②国庫補助を受ける政策支援加入。通常加入と政策支援加入2つのパターンがありますので、これも押さえてもらいたいところですので。4番目に国民年金の付加年金への加入が必要と書いてあります。農業者年金に加入いただく際には国民年金の付加年金、毎月400円掛かりますが国民年金1万5千円くらい払う時に一緒に400円を払ってもらうということになります。これは強制加入ということになります。国民年金の付加年金というのが非常に素晴らしい年金でございまして、前の3ページに戻っていただきまして、中央辺りに書いてあります農業者年金に加入す

る場合、国民年金の付加年金に加入する必要があります。国民年金を2年間受給すると、納付した保険料の相当額を受領でき有利な仕組みになっております。私みたいなサラリーマンは加入できません。農業者の方、第一産業の方であれば加入できるというものであります。次5ページに「農業者年金のメリット」と書いてあります。メリット1ですが、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強いと書いてあります。積立方式ですので銀行に預けるという形でございますが、確定拠出型というのは何ですかということになります。まずは、国民年金を考えていただいたら国民年金は付加方式ということでございます。現役世代が高齢者世代を支えている、加入者が受給者を支えているというのが付加方式、国民年金の付加方式という仕組みになります。財政方式ですね。農業者年金というのは毎月積立をしていく。確定拠出というのは、実際年金をもらう際に利息分が付きますのでいくらになるか分からないというところがあります。ですので、後で年金の額が分かるというのが確定拠出型ということになります。農協さんの方で進められております「みどり年金」というのがございます。みどり年金も積立方式で確定給付型となります。確定給付型というのはどう違うかというところ、みどり年金の場合は将来いくらもらうかという年金の額を先に決めてもらうと、将来ありきで毎月いくら納めるのかというところが農業者年金と大きく違うというところを押えていただければと思います。財政方式、先程積立方式と申し上げましたが旧制度13年12月までの農業者年金というのは国民年金と同じく付加方式という財政方式をとっております。加入者が受給者を支えていたというところで旧制度の場合13年の最後の時加入者は25万人、受給者の方は74万人。1人が3人を支えていたというところで旧制度は財政的にもたなかったというところで、今現在旧

制度の年金をもらっている方については国が100パーセント年金として出しているというところです。国民年金も同様であります。付加方式で少子高齢化に弱いと、現役世帯が少なく受給世帯が多い、高齢者が多いというところで財政的に苦しくなって税金の方に投入して何とか維持ができていたというところでもあります。加入者、受給者のバランスについてはこの農業者年金は影響を受けないというところが強みであると思います。メリット1の②番の方ですが毎年の積立・運用状況については県の方からお知らせがあります。個人ごとの年金資産の積立・運用状況について毎年6月末にご本人さんの方へお知らせがあります。平成17年ぐらいに国民年金が宙に浮いた年金ということで全国で5千万件くらい誰がいくら払ったのか分からないという問題がございました。そういう事が無いように毎年6月末でいくら積み立てているのか、今現在の資産の運用がどれくらいになっているのかお知らせしております。メリット2の方でございます。保険料については月額2万円から6万7千円の間で、自由にご本人さんで選べるというところがございます。6万7千円と中途半端な数字であります。国民年金基金の掛け金が6万8千円が上限ということで、この上限に合わせているということになります。農業者年金については上限6万7千円、先程申し上げて付加年金の400円これでおおよそ上限の数字が合うというところでもあります。6万7千円とは結構な金額になりますが、加入者が何名かいらっしゃると聞いております。千円単位でご本人さんの意思によって決められるということがございます。見直しもいつでもできます。最初に2万円で加入されて、その年の経営が良かったので翌年から3万円に上げようとか見直しがいつでもできます。逆に3万円から2万円に下げる見直しもできます。それと、払った保険料ですが民間の場合2万円保険

料を払いましたと、民間の場合は民間の保険会社の従業員の給料だったり、保険会社の事務所代だったりいくらか取られている。今現在テレビのCMなどでインターネットで加入申し込みができるということで昔みたいに保険の外交委員、セールスレディの方が結構おられました。が、人件費を抑えるためにインターネットで申し込みができるようになったのですが、本部の人間の給料代あるいは事務所代などを払った保険料から引かれているのが民間でございますが、農業者年金につきましては払った保険料、例えば2万円が将来の年金原資に繋がるというところでございます。この農業者年金、東京の方に農業者年金基金というところがございまして職員が大体70名くらい、半分くらいは農水省とか厚生労働省の方から出向で来ており残りの30数名については基金の純粋な職員ということになります。それでも職員の給料代あるいは東京にある事務所代、これは皆様が払った保険料からは引かれておりません。国の方の補助金でもって賄われているというところでもありますので、払った保険料は全額が将来の年金原資に繋がるというところで押えてもらえればと思います。次のメリット3の方でございます。終身年金、生きてる間は年金として受け取ることができる、80歳前に亡くなった場合については死亡一時金が遺族の方にお支払いがされるということでもあります。これは、旧制度には無かった仕組みになります。次のページに移りまして6ページ、メリット4これは農業者年金に関わらず社会保険料控除などの税制面で優遇措置があります。支払った保険料については全額が社会保険料控除の対象になります。民間の場合になりますと、最大5万円24年から民間の保険に入った場合については上限が4万になります。それまでに入っていた方については上限が5万円。民間よりはだいぶ有利だと思います。節税を考えられてこの農業者年金

に加入されている方は結構おられるかと思います。経営が軌道に乗っている40代、50代の方について節税になるものはないかということで農業者年金に加入されているという方が多いのではないかと思います。次、メリット5でございます。一定の要件を満たされる方については保険料の国庫補助がありますと書いております。国の保険料補助が受けられるということになります。ここが1番農業者年金の最大の特徴ではないかと思えます。他の年金で国が保険料を一部補助してくれるというのは、今現在聞いておりません。唯一農業者年金だけということですので、ここが最大のセールスポイントかと思えます。その下の青い所がありますが、国の保険料補助がずっと受けられる訳ではなくて一定の期間しか受けられない。最長20年間保険料の補助が受けられるということで、①②20年間の内訳があります。①35歳未満の方については、35歳になるまでずっと保険料の補助が受けられる。②35歳以上になってしまうと最長10年間、若いうちに加入していただいたら長く保険料の補助が受けられるというところでありまして。この①と②を足して最長20年間ということになります。40歳、50歳で加入されて国の補助が受けられるのかと質問される方もいるのですが、次の7ページを見ていただきまして、保険料の国庫補助の要件。次の3つの要件を満たす方と書いてあります。3つの要件は当然ではありますが、その前提にはやはり60歳未満、農作業60日以上、国民年金の1号、この3つの要件は当然であります。それにプラスしてア・イ・ウの要件が必要になるということでもあります。まず、アの方ですが60歳までに保険料を納めた機関が20年以上見込まれる方、50歳で農業者年金に加入します。国の保険料補助を受けたいといったところで残り10年間しかございませんので、国の補助は受けられないというところでありまして。( )

にもありますが39歳までには加入は必要だということ  
ところでございます。( )のところにカラ期間とありますが、  
カラ期間は何かというと東北の方言えば出稼ぎ、  
半年間農業をして冬の大雪で農作業ができないという  
場合に出稼ぎされる方がおられますが、出稼ぎの期間、  
あるいは農協などの役員さんになって厚生年金に移行  
しなければいけないと、こういった場合にカラ期間が適  
用されると、これも申請が必要となりますが、カラ期間  
も20年のうちに含まれるということところでございます。  
次の要件であります、イの方を見ていただきまして、  
農業所得が900万円以下売り上げから経費を引いた  
所得が、900万以下の方に限定されると、次にウの方  
ですが下に表が出ておりますが、この表に該当する方  
になります。区分1、2、3、4、5と出ていますが、愛  
媛県内で多いのは区分の1、3、4であります。区分1  
を見てみまして認定農業者で青色申告者、認定農業者で  
あってなおかつ青色申告をされている経営者の方、この  
方につきましては35歳未満であれば1万円の補助が  
受けられる、35歳以上になると6千円残りの差額につ  
いては自己負担ということになります。次、区分3の方  
を見てみまして、区分1のものと家族経営協定を締結し  
て農業経営に参画している配偶者または後継者の方こ  
の方についても、1万円ないし6千円の補助が受けられ  
るということになります。今制度の見直しを求めている  
ところではあるんですが、配偶者、後継者は意味あるの  
ですが後継者の配偶者が含まれておりません。ですの  
で、後継者の配偶者も政策支援の対象になるように制度  
改正の要望をしているわけではありますが、今現在は区分  
1認定で青色申告をされている経営者の方の配偶者、後  
継者、あと家族協定を結ばれて方ではありますが、その方  
については1万円ないし6千円の補助が受けられると  
いうところです。次に区分4でございます。認定農業者ま

たは青色申告者でいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束された方については6千円ないし4千円の補助が受けられるということになります。約束が達成できなかつたらどうなるか、お金を返さなければいけないのですかとなるのですが、そういうことには至りません。お金は返さなくて結構です。その代わりにペナルティとして国の保険料補助分6千円ないし4千円が無かったものとして取り扱われます。ですので、自分の年金を貰う際にこの3年間分国の補助分が0になるというのがペナルティになります。あと、政策支援の関係について言いますと表の右側に黒点のところがありますが、保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。政策支援に加入されている方の期間については2万円で保険料補助が受けられると、先程2万円から6万7千円と申し上げましたがこれは通常加入、国の保険料補助を受けられない、受けない方は2万円から6万7千円の間で保険料が受けられるということでありましたが、国の保険料の補助を受けられている方で、その期間は保険料は2万円で固定されると、2万円で1万円の補助があれば残り1万円を自己負担でお願いしますと、6万7千円保険料を払いたい、その内の1万円の補助を受けたい、ということにはならない、保険料は2万円で固定されてしまうということでご理解をしていただければということです。その下、青いところがありますが国庫補助額も自分の年金として受け取れると書いてあります。絵がかいてありますが、ミドリのブロックとオレンジのブロックが出ております。まずオレンジのブロックの方ですが自分が支払った保険料については農業者老齢年金ということで、払った保険料については農業者老齢年金ということでどなたでも受け取れるものであります。問題なのは

ミドリの部分であります。国庫補助矢印の中に経営継承とあります。経営継承ができて初めて特例付加年金という形で国の保険料補助分が年金として受け取れるということになります。経営継承とは何かというと、旧制度は経営移譲、新制度は経営継承ということでは言い方が違いますが、何が違うかということ、農地の処分は一緒でございます。農地を後継者あるいは第三者に貸し付ける、所有権を移してもらうということが必要となってきます。新制度の方はプラスして温室あるいは畜舎こういった施設関係も後継者あるいは第三者に処分をしてもらわなければいけないということになります。農地だけということならば農地の処分ですら十分対応できますが、施設、農業用倉庫などは問題ないのですが、花を作っている温室であるとか、畜産の中の畜舎などは後継者、第三者に処分が必要になると、これができなければ特例付加年金は貰えないと、旧制度の場合は65歳までに経営移譲、後継者、第三者に農地を譲っておかなければ経営移譲年金というのが出なかった訳であります。今の新制度におきましては年齢制限は特にございません。70歳であろうと、80歳であろうとその時点で農地、施設を処分できれば翌月から特例付加年金がもらえると、ただ早めにやった方が良いでしょう。年齢制限は特にございません。そこが旧制度、新制度の大きな違いであります。奥さん一般的に農業経営で名義関係、農地の名義等を持っているのは旦那さん、先程政策支援で区分3、家族経営協定を結ばれて入られた奥さん、経営者の配偶者、奥さんの場合は経営継承はどうなるのかというところがあります。奥さんの場合は家族経営協定から離脱をしてもらえれば構いません。それが経営継承となります。協定書から離脱をしてもらう、あるいは協定書の経営関係の所だけ外れてもらうと、それが奥さんにとっても経営継承ということになりますので、確実に特例付加年金を

もらえる1番やりやすいパターンではないかと思えます。奥さんの方にも積極的に働きかけをお願いしたいと思えます。この特例付加年金、将来自分の子供が農業を継ぐかどうかは分からない、あるいは第3者を探しても見つからない可能性もあるということで、経営継承が本当に出来るのか不安だということで、県内の市町村によっては、政策支援加入は極力勧めてないと、どちらかという通常加入に取り組んで加入推進をいただいといるところもございませう。本人さんが一通り説明を聞いて、政策支援に加入をしたいということであればそれはそれで入っていただいといる訳であります、委員会事務局あるいは委員さん方の方でお勧めいただいといるのは通常加入というところが一部ではあると、それが良いか悪いかは何とも言えませんが、そういうようにやっている所もあるというように聞いておりますので、ご参考にしていただければというところございませう。最後の裏表紙のところございませう。年金額の試算とかあります。いくら払っていくら受け取れるのか、一番関心の高い所だと思えます、運用利回り2.5パーセント、下の3パーセント、2つパターンが出ております。この場合上の2行見ていただいと前提条件が出ております。保険料の月額を2万円として、国庫補助を受けられた場合の試算と抑えていただけたらと思えます。上側の2.5パーセントの方で説明させていただきたいと思えます。一番左側、加入年齢で40歳、30歳、20歳とあります。40歳で説明をいたしますが、40歳で農業者年金に加入しました。収めた期間は20年間、本人が自己負担したのが408万円、国の補助が72万円、合わせて480万円保険料として納めました。ここで、男性と女性に分かれております。男性は年額30万4千円、女性は25万4千円と男性の方が女性の方より多いということでありませう、一番右側の年金受給総額

を見てみますと、男性は653万6千円、女性は687万1千円、男性の方が30万円くらい少なくなっていると、年額は男性の方が多いわけでありますが、受け取り総額は女性の方が多いと逆転現象があるのですが、なぜかという表の下に黒点が5つ並んでおります。2つ目の黒点を見てもらいますと平均余命を考慮して男性は86.5歳、女性は92.0歳まで生きた場合の受け取り総額と女性の方がプラス5歳長生きだというところで受け取り総額から見ると女性の方が多という結果になってしまうということでありまして。年金は、男性は残念ながら統計上早く亡くなられて、女性はプラス5歳長生きされるということでありまして。女性だけが入らずに男性だけが入ってよしというわけではなくて、後に残された奥さんに対してのプレゼントと言いましょか、国民年金プラス農業者年金でゆとりある生活を送ってもらうということで、奥様の方にも加入の働きかけをお願いしたいと思っております。一応、農業者年金制度の概要を申し上げましたが、もう一つの資料でコピー刷りの方であります。今現在、農業者年金にどれだけの人が加入されているのかを先に見てもらえればと思います。12ページをお開きください。まずは、全国の状況をご説明したのちに県内の状況をお伝えさせてもらえればと思います。上側の表の所でございます。表の一番下平成30年度の欄がございますが、平成30年度1年間で加入されたのが全国で3,107人、一番右側の加入者累計数字については123,912人です。今現在全国で運動しておりますスローガン加入者累計13万人早期達成3カ年運動、加入者累計13万人を目指して平成30年度から3カ年で運動に取り組んでおります。表の新規加入者数の欄を見ていただきますと毎年大体3,000人近くの方が新規で加入をいただいております。ですので、平成30年度末で124,000人とくれば

令和元年度が3,000人、令和2年度が3,000人、大体3年間で130,000人に達成するかなという見込みが立とうかと思えます。今現在の目標は達成できるのではないのかと思えます。こういう状況であるということを確認してもらえればと思えます。その下、棒グラフがでておりますが、白い棒グラフは平成29年度、黒い棒グラフが平成30年度ということになります。4月から3月まで1年間通して出ておりますが1月、2月、3月が1年間を通じて1番伸び率が高いというところがございます。なぜかと言いますと、2月から確定申告が始まりますので大体年末の10月になると次の確定申告で税金を納めなければいけない、ある程度資産確認ができるかと思えます。ですので節税を考えられて農業委員会の方に相談をされて節税になるものがないかという相談で、皆様の方から農業者年金に加入してはどうですか、節税になりますよということでPRをいただいているというように聞いております。そういったご相談があれば農業者年金をお勧めをいただけたらと思えます。13ページこちらの方は全国各都道府県の平成15年度からの県別の実績というところで見ただけたらと思えます。愛媛県の方は昨年度40人新規の加入をいただいたと、ただ平成29年度は62人ということで加入者が多かったわけでありまして。あと14ページから16ページは似たような表で何が違うかという上タイトルの見てもらいましたら14ページは全体、全体というのは20歳から59歳の男性女性の合わせた数字、15ページは20歳から39歳以下の若い男性女性の方、16ページは女性だけの数字でございます。17ページから19ページこれも同じ表でございます。これも一緒に全体そして39歳以下の若い方、女性のみということで上のタイトルを見ていただいております。まず、17ページの方でご説明

を申し上げますと、各都道府県の成績表となります。愛媛県の方は21番目、全国の中で真ん中くらいというところでございます。四国の中で他の3県はどうかというところではありますが、24番目が徳島県、25番目が高知県、33番目が香川県ということで全体で見ると四国の中では愛媛県が1番成績が良いというところでございます。あと19ページこちらの方は女性のみでございます。愛媛県の方は26番目になりますが、高知県が全国で4番目というところでもあります。なぜ高知県が女性の加入者が多かったのかというところでございますが、聞いてみますとラジオのCMで15秒間、30秒間この農業者年金のCMを流していると、それを聞かれた奥様が加入されているというように聞いております。ラジオの効果、金額もなかなか高いんで年金の委託金で払うのは難しいのですがそういう取り組みも全国ではやっているところもあるというところでもあります。20ページからは県内の状況となりますのでご確認をお願いします。新居浜市におかれましてはずっと0が並んでいるわけではありますが、平成22年度に1人加入をいただいてそれからずっと0が並んでいるというところがございます。是非とも1人、2人加入をいただきたいというところがございます。1回だけでなく、2回3回PRをしていただけたらと思っております。あと23ページから25ページも同じような表でございますがタイトルのところの（ ）書きが違うということでございます。23ページは男性女性の合わせた数字、24ページは男性のみ、25ページは女性のみというところでもあります。23ページをお開きいただきまして上半分の一番下の合計欄、県下の加入者、平成31年の3月末の農業者年金加入されている方県下で680人おられます。25ページであります。25ページは女性のみというところでありまして、女性の県内の加入者は123人、新居浜

市は0人でございます。女性は123人、男性女性は680人率にすると18.1パーセントでございます。今農業者におきまして大体女性の方は4割と言われております。4割は女性でありますのでまだ残り2割分は伸びしろがあるところですので、女性の方についても積極的に働きかけをお願いしたいというところがございます。以上が30年度までの実績の状況というところでご確認をいただきまして、今年度の取り組みについてお願いをさせてもらえかと思います。1ページにお戻りをいただきまして、今年度の加入推進対策の取り組みについて方針を立てたものであります。右片の方を見ていただきますと農業会議、県の農協中央会、県の農業者年金連絡協議会この3社によってこの方針を立てたというものであります。2番目の加入推進の目標数でございます。(2)表がでておりますが、今年度1年間の全体の目標人数は60人、昨年度と一緒であります。1年間で県全体で60人、②全体のうち39歳以下が37人、③全体のうちの女性のみが22人ということで設定をさせていただいております。県が全体では60人、37人、22人ということで設定をさせていただいておりますが、市町村別の数につきましては7ページをご覧ください。市町村別の目標数値を入れさせていただいております。全体、39歳以下、女性のみ3つに分類しております。平成30年度から農業者年金基金が3分類しておりますので目標をそれぞれ設定させていただいております。新居浜市は全体1人、39歳以下の方が1人、女性の方も1人、39歳以下の女性の方が1人加入していただけることによって3つの目標が全て達成できるということになります。1人代表して終わりではなくて1人でも多くの方に加入していただきたいというところでもあります。最後に2ページをお開きいただきましてどういう方に加入をお勧めいただきたいのか

というところであります。(2) 地区別加入推進班による戸別訪問等の実施ということで、新居浜市も何地区かに分かれておられるし、地区の班体制もあると思いますので、班ごとにそれぞれ動いていただいて、農業者の集まる機会に農業者年金の制度概要等を簡単にご説明をいただいて、その上で興味を持たれた方に個別訪問をしていただけたらと思います。個別訪問をすると実績が伸びると言われております。現場でこういった活動がなければなかなか難しいのかなというように思いますので、是非とも個別訪問をお願いしたいというところがございます。次の①から⑤まで出ておりますが、取り分け39歳以下についてはやはり65歳以上の将来設計がなかなか難しいというのがあります。若いうちから老後生活に備えて欲しいというところがございます。若い方については親のご理解がないと加入ができないのかなと思います。親御さんは旧制度の農業者年金を知っておられて、止めた方がいいと言われる親御さんもいらっしゃると思いますが、旧制度、新制度中身が全然違いますので、その点もPRしていただければと思います。②女性への働きかけということでございます。全国で女性が5割、愛媛県内では4割と聞いておりますが4割の方が女性であります、女性の方がプラス5歳長生きでございますのでゆとりある老後生活、旦那さんが亡くなった後の生活費用の確保をするという面でも女性への働きかけもお願いしたいと思います。③の認定農業者等の政策支援対象者になるような方、認定、青色申告、家族経営協定こういった方については政策支援の対象になり得ますので働きかけをお願いしたい、また、なれるのになつてないとか制度そのものを知らないという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう方については家族経営協定であるというものを会合等で説明をしていただければと思います。④新規加入者であります。こちらの方は

農地関係は旧制度、農地を使った経営のみしかできなかったわけでありましたが、今現在畜産関係、施設園芸こういった方も入れますので、PRをお願いしたいと思います。農業者年金については農業委員会組織とJA組織この2つしかPRをしていただけたところがございます、皆様方お一人お一人が農業者年金がこういうものだという事についてご理解をいただいた上で、一人でも多くの方に加入を働きかけをお願いしたいというところでもあります。先程申しましたように、1回説明して直ぐに加入してくれる方は中々いないと思っております。お隣の今治市でも3年目、4年目にしようやく加入してくれたという方もおられます。再々説明するのは、嫌いされるところもありますので、一定の期間を見ながら働きかけをお願いしたいと思いますので、皆様方も農業の方でお忙しいと重々承知でございますが、農業委員さん、推進委員さんの1つのお仕事だと思って、農業者年金の加入に働きかけをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、私の会は以上でございます。

**藤田会長**

ありがとうございます。ただいま、川中様から説明していただきましたが、ご質問等はございませんか。  
はい、松本委員さん。

**松本委員**

国庫補助金ですね、それを使った場合に補助額も自分の年金として受け取れますというところなのですが、それは自分が受け取る時に後継者がいないとそれは受け取れないということなのですか。

**愛媛県農業会議**

**川中係長様**

国の補助分を特例付加年金という形でもらう為には農地の名義、施設の名義をもっている方、大体名義関係をもっている方はご主人だと思うのですが、ご主人の農地の名義、施設の名義があれば後継者でもいいですし、第3者の方、隣近所の第3者の方とか法人の農家さん、今

現在中間管理機構がございますが、第3者に貸付、売り渡しができるれば経営継承となりますので、特例付加年金は貰えるということになります。先程ご説明をしたのですが、パンフレット7ページ区分3のところ、区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者とありますが、配偶者の方区分1認定農業者で青色申告をされているご主人とその奥さん、家族経営協定を結ばれるということであればその奥さんにとっては名義関係はございません。ですので、奥さんが名義関係が無い方は、家族経営協定からは離脱してもらおうと、離脱をすることが経営継承となりますので、特例年金がもらえるということになります。ただし、名義をもっておられる方、農地の名義、施設の名義こういった物がある方については必ず後継者、第3者に処分をしていただく、処分した翌月から特例付加年金がもらえるということになります。

**松本委員**

もらう時点で自分の名義である以上は貰えないということですか。後継者に移譲するとか、第3者の名義にならないと貰えないということですか。

**愛媛県農業会議**

**川中係長様**

名義をもたれる方については、農地であれば農地を処分、後継者に貸すか、あるいは贈与するか、あるいは第3者に貸すとか売り渡すことがなければ、経営継承というのはできないということで、言い換えれば特例付加年金は貰えないということになります。ただし、あくまでもこれは国の保険料補助分が特例付加年金になりますので、自ら払った保険料は65歳から貰えるということです。7ページの方をもう一度見ていただければと思うのですが、下の方に絵が出ておりますがオレンジのブロックの部分と、ミドリのブロックの部分、オレンジのブロックの部分については、自ら払った保険料というのは農業者老齢年金と書いてありますが、これはどなたでも

が経営継承関係なくもらえるものであります。問題なのは、ミドリの部分であります。政策支援加入をいただいた方、国の保険料補助を受けられた方については、経営継承ができなければ特例付加年金は貰えないと、経営継承というのは農地、あるいは施設の名義をもたれている方は自分の後継者でもいいし、第三者の方に処分、処分というのは貸し付けたり、売り渡したり、後継者であれば贈与がありますが、農地、施設を処分できれば経営継承となりますので、特例付加年金がもらえるということになります。名義関係をもたれている方については、ご注意くださいというところでございます。

**松本委員**

ありがとうございます。実は、平成13年の改正の時に農業者年金を脱退したのですが、あまり良いイメージが無いものですから、今メリットばかりをお話されましたけど、また色々な情報があるのかなと思ってお聞きしました。

**愛媛県農業会議**

**川中係長様**

先程こちらの方で申し上げたのですが、先程言われたように、ご心配な部分も当然あるかと思えます。将来、経営継承ができるかどうか分からないというところで、県内のある市町村の方では将来どうなるか、将来農業を継いでくれるかどうか分からない、自分が年金を貰いたいという年に周りのご近所の中で農地を借りてくれるとか、買ってくれる方がいないとか将来の心配がどうしても付きまとうわけで、なので通常加入、政策支援加入で入られたらどうですかとそちらを勧められている市町村もあるというように聞いております。最終的にはご説明をしてご本人さんがどう判断するかであります。

**松本委員**

ありがとうございました。

**藤田会長**

他にございませんか。はい、合田委員さん。

**合田委員**

農業年金の加入資格なのですが、サラリーマンであり

ながら、親が高齢化して自分が中心になって農業をされていると。中小の場合、厚生年金に加入していない、一般の国民年金に加入している人もいますが、そういう方は加入できますかというのをお聞きしたいのですが。

**愛媛県農業会議**

**川中係長様**

あくまでも農業者年金はこの3つの要件、60歳以下で国民年金1号の方、年間60日以上農業をされている方、この3つの要件を満たせば加入ができるんですが、国民年金1号が実際は2号、本来は厚生年金として事業所によって行わなければいけない事項なのですが、今現在が第1号ということであれば加入はできます。できますがあまり望ましい状態ではない。そもそも、農業者年金というよりは、事業所自体が第1号でいいのですかというところが問題ではありますね。今、南予地域の法人農家さんで、当然法人になれば第2号として厚生年金の適用を受けるわけで、社会保険事務所が今第1号のまま残っている法人農家さんを第2号に移行しなさいと指導をされているようでございます。東予の方にも広がってくる気はするのですが、今現在3つの要件さえ満たせば加入はできるのですが少し心配ではあります。

**合田委員**

例えばパート従業員で国民年金に入っている方が沢山いるわけですね。こういう方は農業者年金の加入資格はあるのですか。

**愛媛県農業会議**

**川中係長様**

第1号であれば入れるのですが、そもそもその事業所事態がどうなのかというところが心配であります。

**藤田会長**

例えば自分で仕事をしていると、当然年金は国民年金それで今60日以上家の農業をしていたら加入しようと思えば加入できる。そういう方は入ってほしいと、この最近新居浜で若い人で農業をされている人がいると、青年農業者というのか農業後継者というのかその方に

農業者年金に入ってほしいと言っても今の生活が軌道に乗るまで難しい、国民年金だけでいいと言う人が多い。皆様が色々聞いた中で加入できそうな方がいたら声をかけてみると、これも我々農業委員の仕事の1つでございますので、詳しい事は農協もおこなっており職員にも説明をしてもらえenと思いますので一緒になって加入者を増やしていくということに皆様も取り組んでいただけたらと思います。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

本日は、お忙しい中愛媛県農業会議の川中様においでいただきましてご説明をしていただきました。ありがとうございました。

以上をもちまして、第26回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員